

くいつまでも元気に暮らしていくために

後期高齢者医療制度

新しい被保険者証と保険料の決定
通知書が届きます

後期高齢者医療保険は生活保護受給の人を除く、75歳以上の全ての人
が被保険者です。

後期高齢者医療制度の被保険者にな
るとそれまで加入していた公的医
療保険（国民健康保険・会社の健康
保険など）から脱退することになり
ます。

65歳以上で一定の障がいがあり、
申請により広域連合の認定を受けた
場合も加入できます。

「一定の障がい」とは

- 国民年金法などにおける障害年金
1級、2級
- 身体障害者手帳1級、3級、4級
の一部（音声、言語、下肢の1
号、3号、4号に関する障害）
- 療育手帳のA1、A2
- 精神障害者保健福祉手帳の1級、
2級

被保険者証が

変わります

7月中旬に、新しい被保険者証（ピ
ンク色）を簡易書留で郵送します。届

いたら、負担割合を確認してください。
現在の被保険者証（若草色）は、8
月1日以降使用できませんので、返却
するか、自分で責任をもって破棄して
ください。

限度額適用

認定証等について

入院するときや高額な外来診療を受
けるときは、限度額適用認定証または
限度額適用・標準負担額減額認定証を
医療機関などの窓口に提示すると、医
療費の支払いが自己負担限度額までと
なります。

また、住民税非課税世帯の人は入院
時の食事代が減額されます。

《交付対象者》

○ 限度額適用認定証

一部負担金の割合が3割の人のうち
住民税課税所得145万円～689
万円の被保険者及び同じ世帯に属す
る被保険者

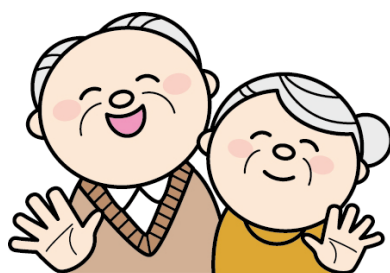
○ 限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯全員が住民税非課税の被保険者

保険料を

ご確認ください

7月中旬に保険料額と納付方法の
通知を送付しますので、確認してくだ
さい。



保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が定額を
負担する「均等割額」とその人の所得
に応じて負担する「所得割額」の合計
額になります。

平成31年度の三重県の年間保険料額
は、次のとおりです。

年間保険料額

【賦課限度額 62 万円】

+

所得割額

42,965 円

=

所得割額

前年中の総所得金額等
から 33 万円を引いた額
に **8.86%** をかけた額

* 総所得金額等とは

- 平成 30 年中の各収入から必要経費（公
的年金控除額や給与控除額など）を差し
引いた所得の合計額で、申告分離課税の
所得金額や山林所得金額を含みますが、

退職所得は含みません。

- 遺族年金や障害年金は収入に含みません。
- 各種所得控除（社会保険料控除・配偶者
控除・扶養控除・医療費控除など）は適
用されません。

保険料の軽減率が 変わります

①所得が低い世帯の人に対する軽減

◆均等割額の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下	8.5割	6,444円
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下 ※そのほか各種所得がないこと	8割	8,593円
(33万円+被保険者数×28万円)以下	5割	21,482円
(33万円+被保険者数×51万円)以下	2割	34,372円

- 世帯は4月1日（年度途中で資格取得された人は資格取得日）時点の状況で判定します。
- 65歳以上の人の年金所得は通常の公的

- 年金控除以外に15万円を控除し計算します。
- 事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

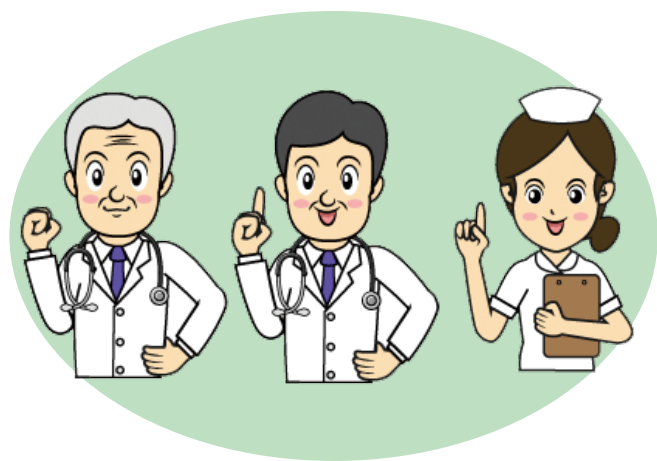
②後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減

所得割は賦課されません。均等割額は資格取得から2年間5割軽減されます。（軽減割合が8・5割または8割に該当する場合は、そちらが適用されます。）

該当する人には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、*被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、保険年金課へお知らせください。

*被用者保険

協会けんぽや企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことです。



保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として年金からの天引き（特別徴収）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、納付書または口座振替での納付（普通徴収）となります。

年度途中で75歳になる人は資格取得後半年から1年間は納付書払いで、その後年金天引きに自動的に切り替わります。

昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。

《特別徴収になる人》

年間保険料額の決定通知書をお送りしますので、10月・12月・2月の年金天引き予定額を確認してください。

納付方法を年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は申請してください。

《普通徴収になる人》

年間保険料額の決定通知書と納付書を送付します。

○保険料は納期限内に納めましょう

納期限を過ぎて納付がない場合は督促状を送付します。

○納付書払いから口座振替に変更できます

口座振替の手続きをすると納め忘れがなく便利です。

金融機関での手続きが必要ですので、詳しくは決定通知書の最後のページをご覧ください。

保険料の減免・

徴収猶予

災害にあったときや、生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請することにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。

【問い合わせ先】

○三重県後期高齢者医療広域連合事業課

☎059・221・6883／6684

○保険年金課

☎22・9660 FAX 26・0151

✉ hoken@city.iga.lg.jp